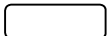
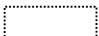


# 第 1 部

## 「わたしらしい生き方応援プランひろしま」 の施策体系ごとのデータから見た 広島県の男女共同参画の推進状況

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

新たに掲載したものには★印を、データを更新したものには🔄印を、付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

## 「わたらしい生き方応援プランひろしま」 目指す姿と施策の体系

「わたらしい生き方応援プランひろしま」(計画期間：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)において、5年後の目指す姿を次のとおり決めました。

この目指す姿から、「基本となる施策の方向」を定め、これに基づいて各取組を進めることとしています。

領 域	5年後の目指す姿	基本となる施策の方向
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な職場において、性別に関わらず誰もが、ライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができ、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境が広がるとともに、多様な人材誰もがその能力を発揮できる機会が提供されることにより、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、その力を発揮できる環境が整っています。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり</li> <li>2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な暮らし方が可能となる中で、性別に関わらず誰もが、それぞれのライフステージの各段階で、希望に応じ、仕事と両立させながら、子育て等の家庭生活や地域コミュニティ活動・学び等の個人生活を充実させる人が増えています。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現</li> </ol>
Ⅱ 男女双方の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の興味関心を惹くようなポジティブな意識啓発や、対象に響くテーマ・手法等による意識啓発を行うことにより、性差に関する固定的な意識をもつ人が減少し、自らのライフプランを組み立てるにあたり、性別に関わらず多様な選択をする意識が醸成されてきています。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 性差に係る固定的な意識の解消</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育において、社会人や職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成が図られることで、主体的に進路や職業、ライフスタイルを選択する意識が醸成されてきています。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成</li> </ol>
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性被害や様々なハラスメントに対する取組については、被害の予防や防止の取組がすすみ、相談窓口の認知度向上や被害者がプライバシーを守られながら安心して相談でき、支援を受けることができる体制整備に取り組むことにより、被害を抱え込むことなく、被害の回復・軽減が図られる環境が整いつつあります。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性の多様性についての正確な情報の提供等により、性的指向や性自認に関する県民の理解が深まり、自分らしく個性や能力を発揮でき、安心して暮らせる環境が整いつつあります。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり</li> </ol>
Ⅳ 推進体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性別に関わりなく誰もが活躍できるように、市町間の情報共有や先進事例等の共有が図られることなどにより、効果的な取組が行われています。また、NPO・企業等の団体や多様な個人が、核となる団体からの働きかけにより相互に連携を強め、自律的な活動が活発に行われています。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町や様々な団体等との連携強化</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県・市町の審議会などにおける女性の登用や、地域の避難所運営・自治会活動などにおいて女性の意見の反映が進むことなどにより、政策・方針の立案及び決定過程等において多様な意見が取り入れられるようになっていきます。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映</li> </ol>

# 1 「わたらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系ごとのデータから見た県の男女共同参画の推進状況

## 領域 I 仕事と暮らしの充実

### 1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

#### <暮らしと両立できる職場環境の整備>

デジタル技術の活用等による柔軟な働き方を推進する企業は  
**28.3%**

デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進している企業の割合は、28.3%となっています。

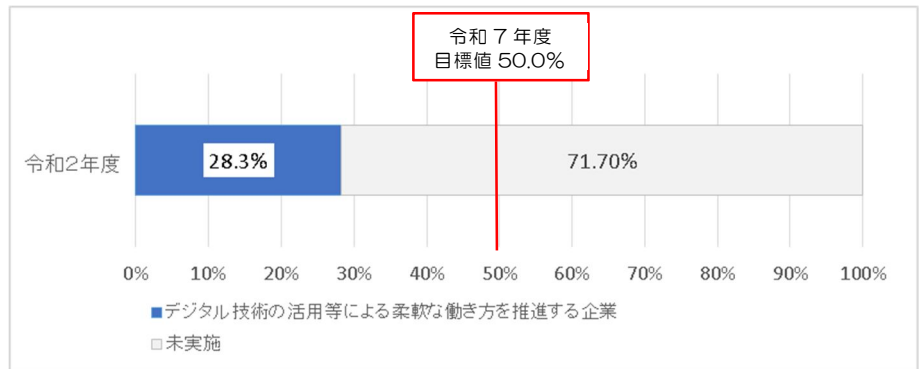
今後、働く人の生活の質の向上にもつながるよう、制度の普及・定着を一層推進する必要があります。

コロナ禍でテレワークを導入した企業は、  
**約3倍に増**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策等により、企業におけるテレワークの導入が急速に進み、コロナ禍前（令和元（2019）年12月）と比べて全国的に約3倍の企業がテレワークを導入しています。

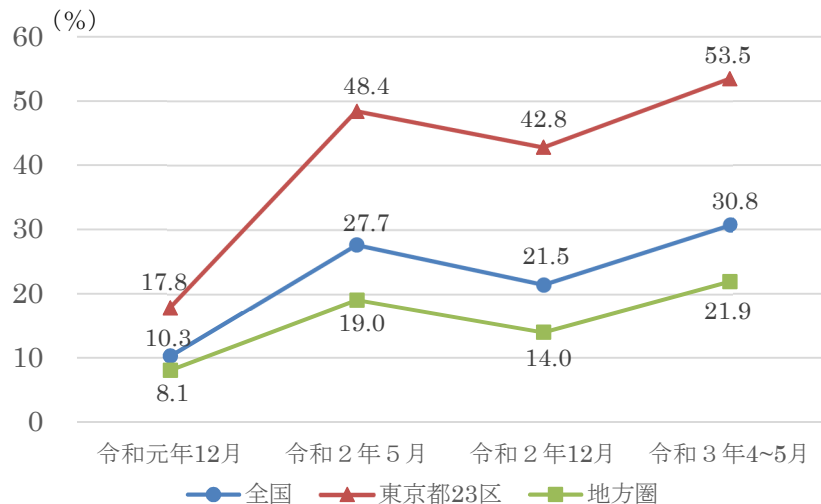
#### ★ 1. デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業（従業員3人以上）

プラン成果指標



(注) 働き方改革に取り組んでいる実施企業のうち、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィスの利用」、「社内外の会議や顧客等との打ち合わせのオンライン化」のいずれか1つ以上を実施していると回答した企業の割合  
資料：広島県「職場環境実態調査」（令和2（2020）年度）

#### ★ 2. 【参考】テレワークの普及状況（全国）



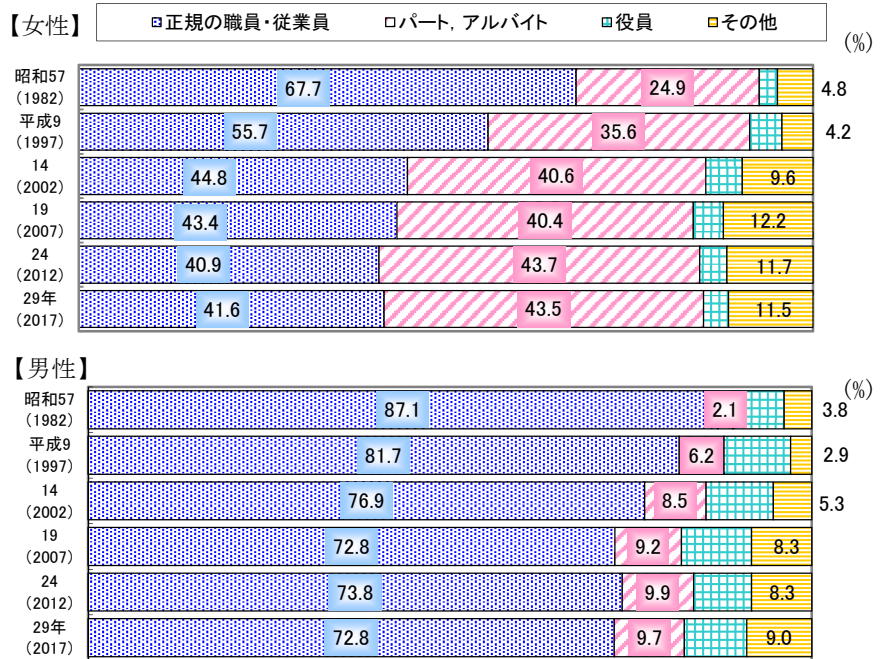
資料：内閣府「第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和3（2021）年6月）

正規の職員・従業員の割合は  
**女性 41.6%**  
**男性 72.8%**

平成 29 (2017) 年の正規の職員・従業員の割合は、女性は 41.6%で、男性の 72.8%を大きく下回っています。

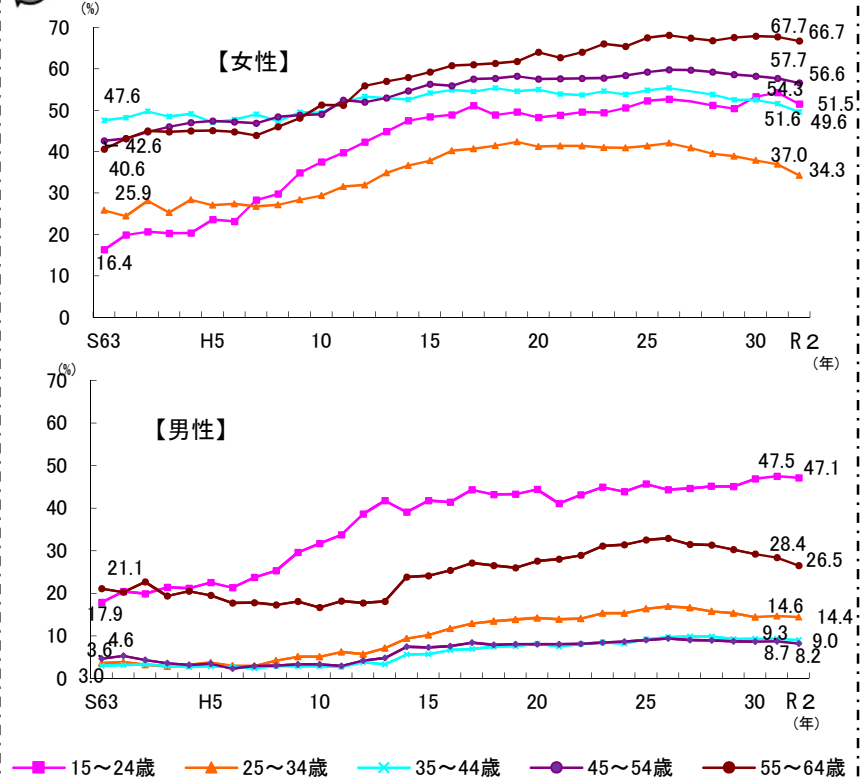
一方、パート、アルバイトとその他（労働者派遣事業所の派遣社員等）の非正規就業者の割合では、女性は 55.0%で、男性の 18.7%を大きく上回っています。

### 3. 雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分  
 資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 29 (2017) 年度)

### 4. 【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移 (全国)



(注) 非正規雇用比率= $\frac{\text{非正規の職員・従業員}}{\text{正規の職員・従業員} + \text{非正規の職員・従業員}} \times 100$ 。  
 「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成 13(2001)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値)により作成。  
 「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和2(2020)年度)

## <仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実>

育児休業の取得率は

**女性 96.5%**

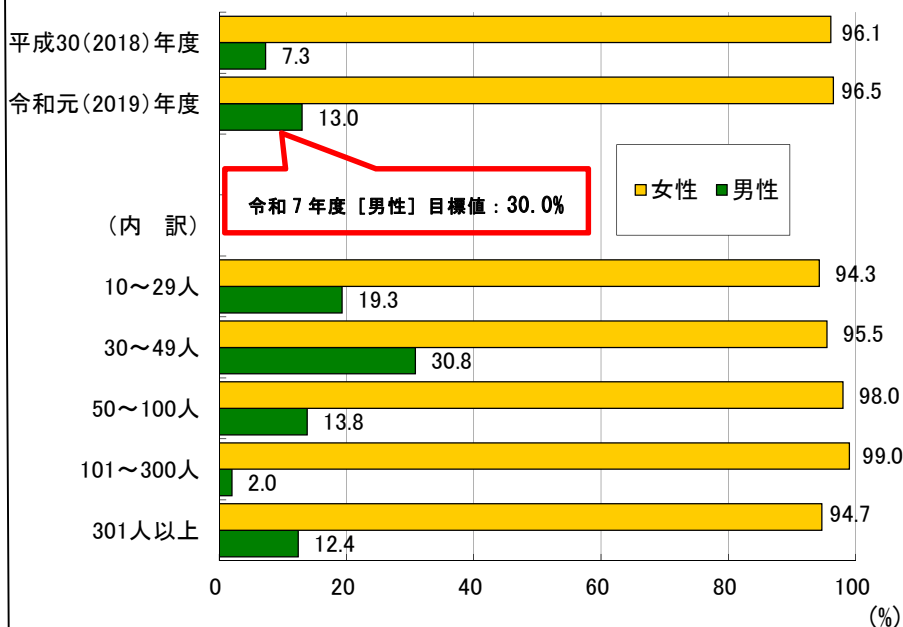
**男性 13.0%**

育児休業の取得状況について、男性従業員は13.0%と上昇傾向にありますが、女性従業員の96.5%と比較すると、極めて低い割合となっています。

男性の育児参画の推進に向け、企業等における男性の育児休業制度の導入促進及び制度の利用に向けた従業員への周知や、個人や社会に対して、性別に関わらず誰もが育児に参画するという考え方の浸透を進めていく必要があります。

### 5. 従業員の育児休業取得率〔事業主調査〕

プラン成果指標

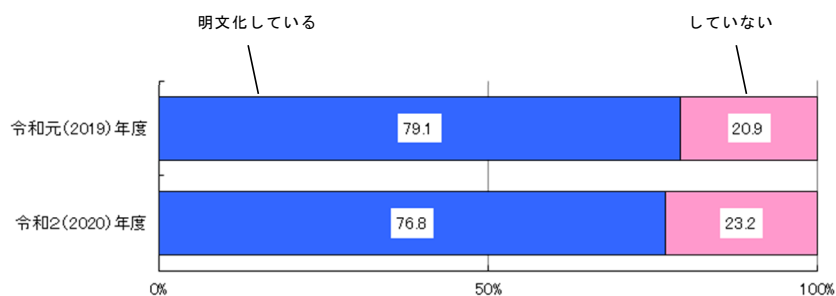


(注1) 育児休業取得率：調査対象年度（4月1日から翌年3月31日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

(注2) 平成30年度実績は令和元年度調査，令和元年度実績は令和2年度調査で判明したもの

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和元（2019）、令和2（2020）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）

### 6. 育児休業制度の明文化状況〔事業主調査〕



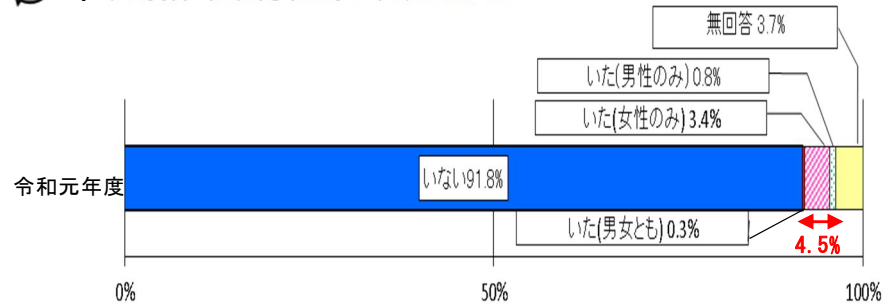
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和元（2019）、令和2（2020）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）

**介護休業を取得した者がいた  
事業所の割合は4.5%**

介護休業を取得した者がいた事業所の割合は4.5%と、非常に低い割合となっています。

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、仕事と家族介護の両立を継続することができるような環境整備が必要です。

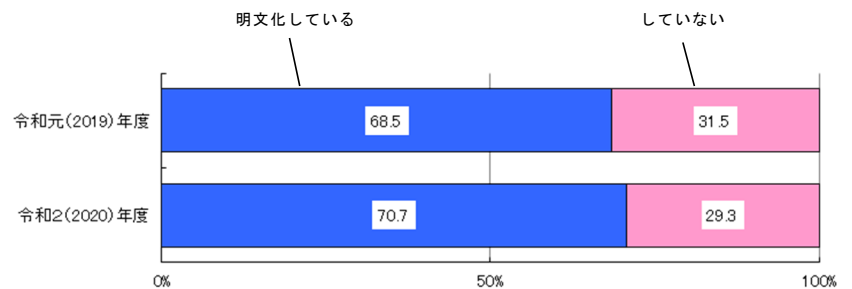
**7. 介護休業取得状況〔事業主調査〕**



(注) 平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日までに介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)年度)  
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)のデータを基に、わたらしい生き方応援課において作成

**8. 介護休業制度の明文化状況〔事業主調査〕**

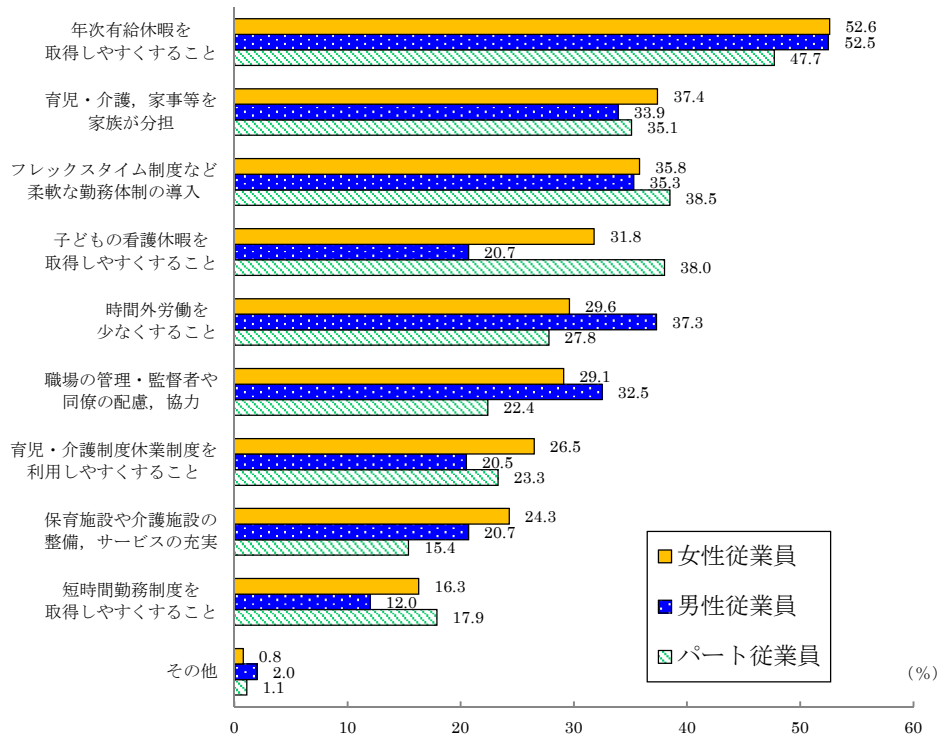


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和元(2019)、令和2(2020)年度)  
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

## 従業員は男女ともに休暇の取得のしやすさを重視

仕事と家庭の両立のために重要なこととして最も多くの人を選んだのは、「年次有給休暇を取得しやすくすること」となっています。

### 9. 仕事と家庭の両立のために重要なこと〔従業員調査〕複数回答

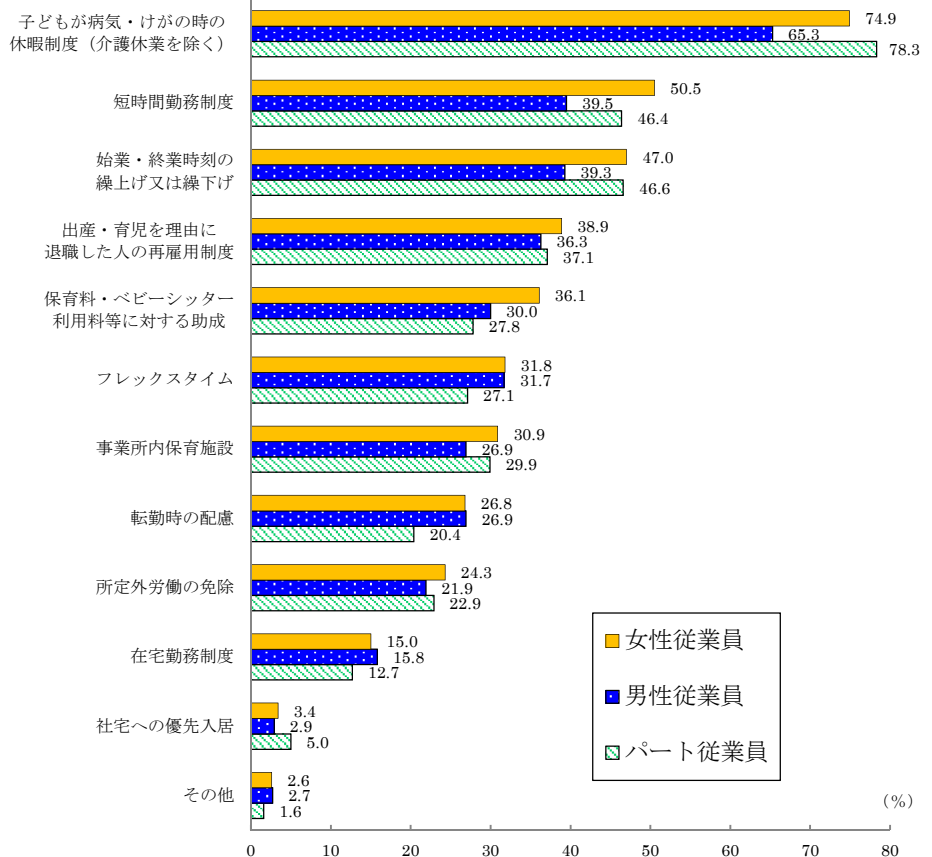


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 29（2017）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人）

## 仕事と育児の両立のために、子どもが病気などの時の休暇制度を望む人が最多

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を選んだ人が最も多くなっています。

### 10. 仕事と育児の両立のために望む支援制度〔従業員調査〕複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 29（2017）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人）

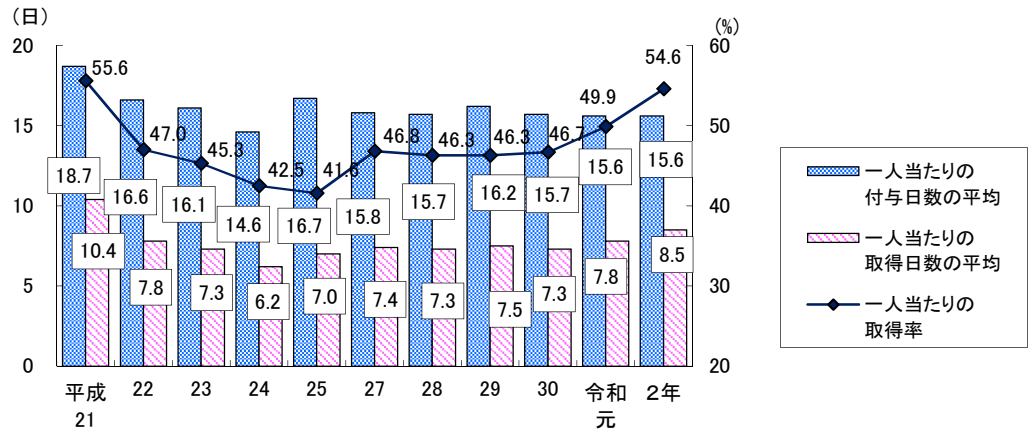


**年次有給休暇の  
一人当たりの取得率は  
4.7ポイント増で  
10年ぶりに50%超え**

年次有給休暇取得率は、令和2(2020)年度は54.6%と、前年度から4.7ポイント増加しています。

一人当たりの付与日数は前年度から横ばい傾向ですが、一人当たりの取得日数の平均は、8.5日と前年度から0.7日上昇しています。

**11. 年次有給休暇の取得状況の推移〔事業主調査〕**



(注) 取得率=(取得日数計/付与日数計)×100

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)年度)  
平成26(2014)年はデータなし。

(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社。調査期間は、前年又は前年度。)

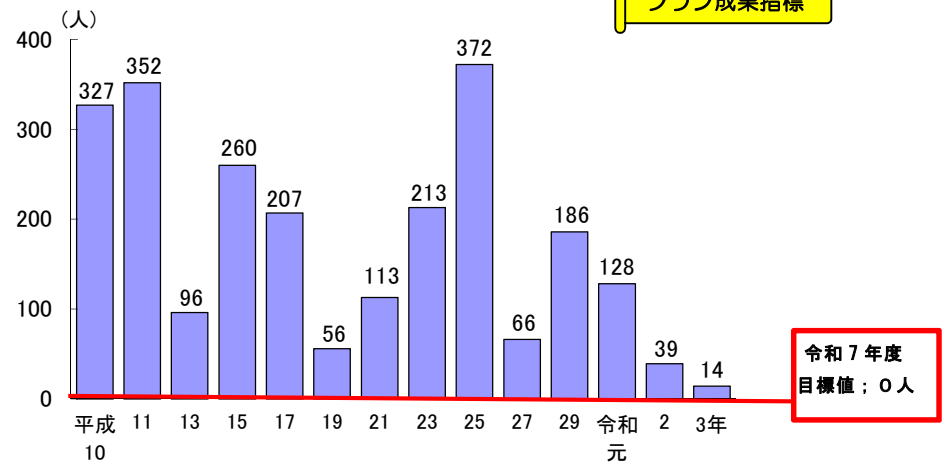
**待機児童数は減少  
入所児童数は増加**

令和3(2021)年4月1日現在の待機児童は、前年度より減少し、14人となっています。

また、4月1日現在の県内の保育所入所児童数は61,875人で、保育ニーズは経年的に増加しています。

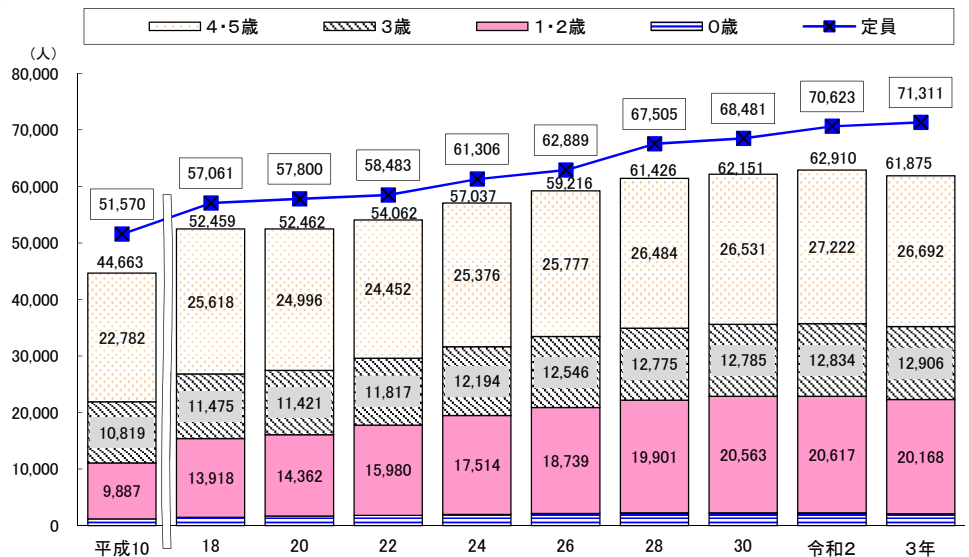
多様化するニーズに対応するため、保育士不足の解消や資質向上に取り組み、保育の受け皿を拡大する必要があります。

**12. 待機児童数の推移**



(注) 各年4月1日現在 資料：広島県健康福祉局調べ

**13. 保育所入所児童数(年齢別)の推移**



(注) 各年4月1日現在 資料：広島県健康福祉局調べ



**放課後児童クラブ  
登録児童数は毎年増加**

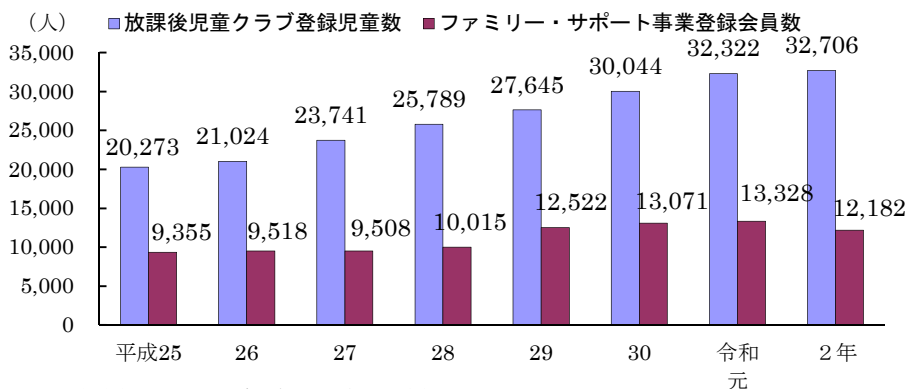
令和2年（2020）度の放課後児童クラブ登録児童数は32,706人で、前年度から384人増加しており、ファミリー・サポート事業登録会員数は12,182人と、前年度から1,146人減少しています。

地域子育て支援拠点事業実施場所は161か所となっており、増加傾向にあります。

**【地域子育て支援拠点】**

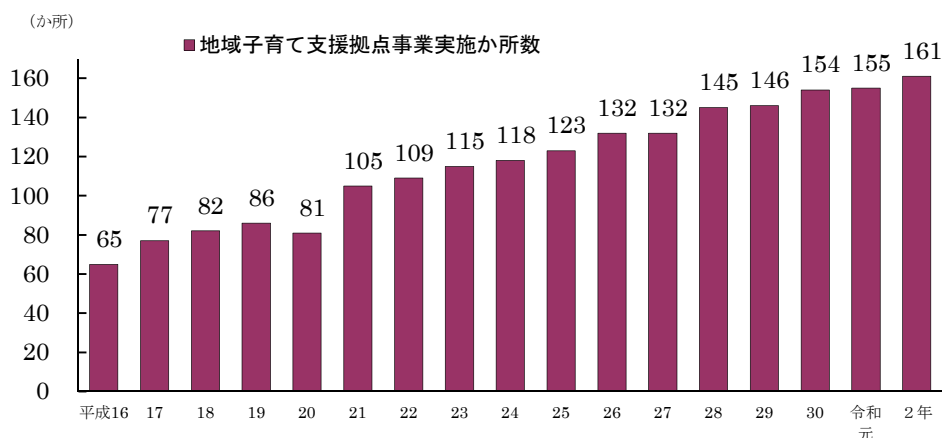
公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組みです。

**14. 子育て関連制度登録数等の推移**



(注) 各年5月1日現在 資料：広島県健康福祉局調べ  
ただし、令和2年(2020)度は7月1日現在

**15. 地域子育て支援拠点事業実施か所数**



(注) 各年3月31日現在 資料：広島県健康福祉局調べ

## 2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり

### <女性のキャリア形成支援と人材育成>

**指導的立場に占める女性の割合は19.1%**

指導的立場（管理職及び役員）に占める女性の割合は、直近5年間に於いて2割弱で推移しており、依然として伸び悩んでいます。

女性が意欲と適正に応じてその力を発揮できる環境の整備に向け、企業等における女性のキャリア形成・人材育成支援などの取組を着実に進める必要があります。

**女性管理職を登用している事業所の割合は30.5%**

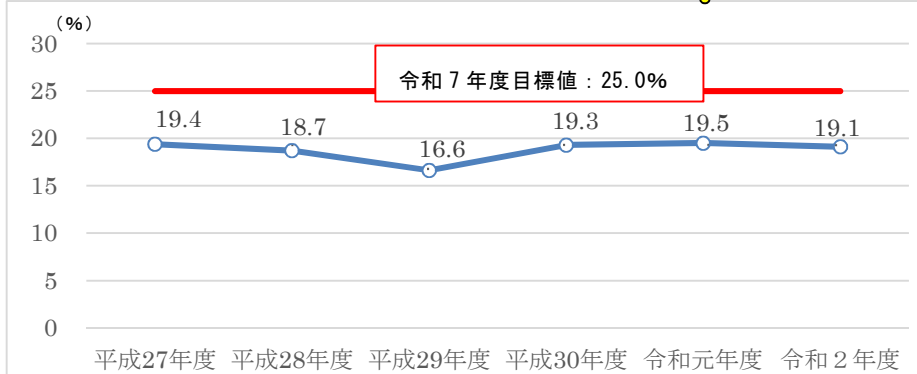
女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は30.5%で、令和元（2019）年度に比べ1.1ポイント減少しました。

**管理職に占める女性の割合は16.0%**

管理職に占める女性の割合は16.0%で、令和元（2019）年度に比べ0.7ポイント減少しました。

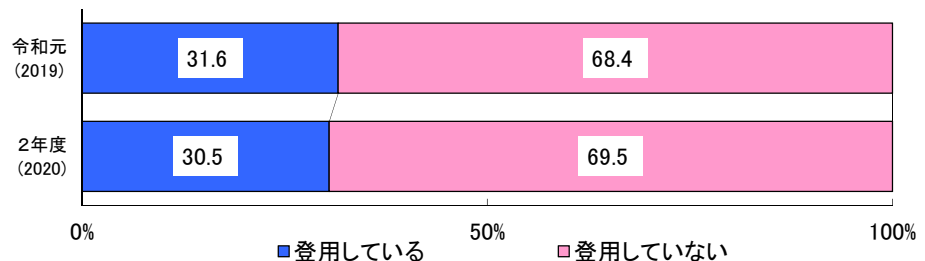
#### ★16. 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合〔事業主調査〕

プラン成果指標



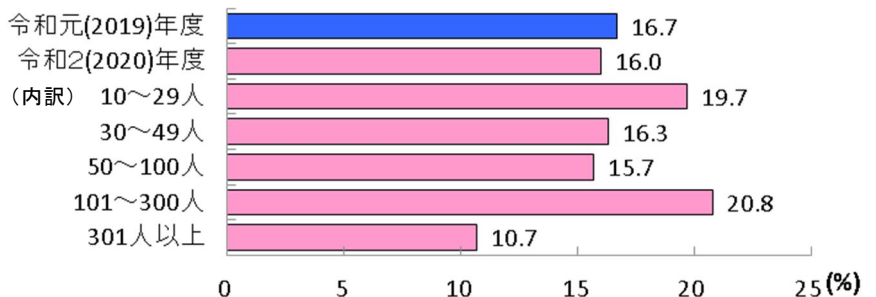
（注）管理職（課長相当職以上）及び役員  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和2（2020）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）のデータを基に、わたらしい生き方応援課において作成

#### 🔄17. 女性管理職の登用状況〔事業主調査〕



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和元（2019）年度、令和2（2020）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）  
・令和元年度及び令和2年度の調査結果については、無回答を除いて割合を集計

#### 🔄18. 管理職に占める女性の割合〔事業主調査〕

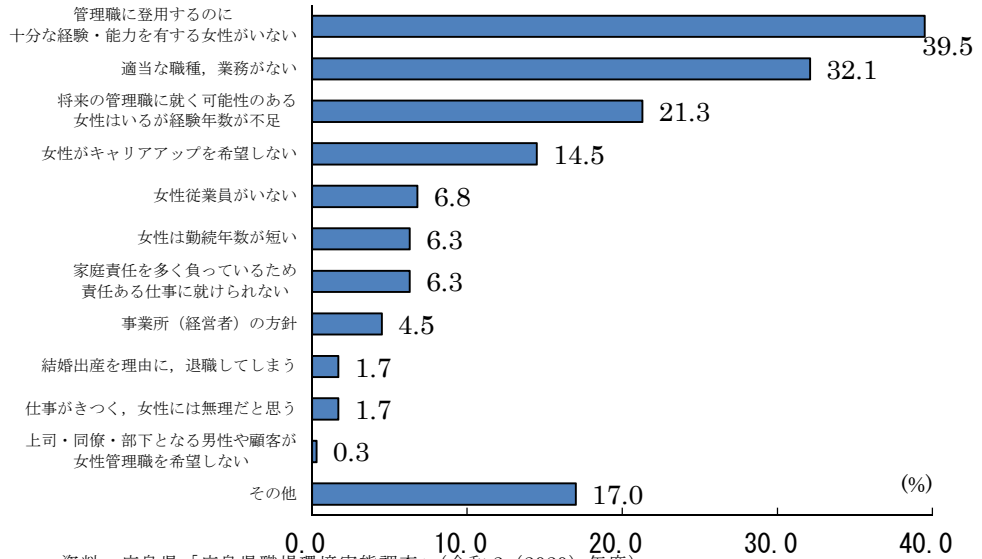


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和元（2019）年度、令和2（2020）年度）  
（調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社）

女性管理職がない理由は、「管理職に登用するのに十分な経験、能力を有する女性がない」(39.5%)が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」(32.1%)となっています。

県内企業において、女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた取組の推進を支援していく必要があります。

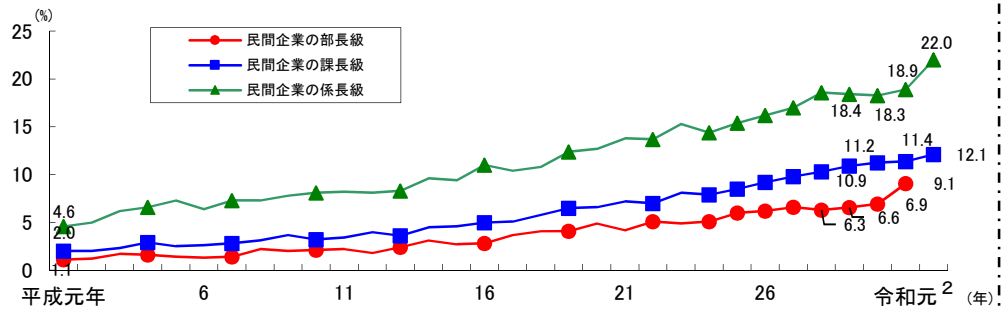
### 19. 女性管理職がない理由〔事業主調査〕複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)年度)  
(調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

### 20. 【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)

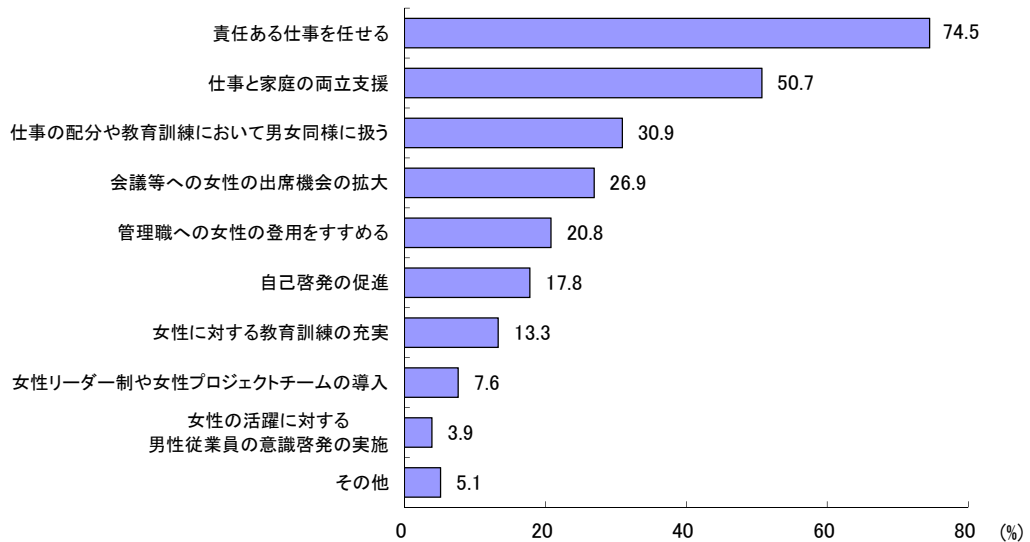
〔常用労働者 10 人以上の企業〕



(注) 調査対象は、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9 人の事業所については企業規模が 5~9 人の事業所に限る。)及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。  
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和2(2020)年度)

女性従業員の就業意識向上のための取組は、「責任ある仕事を任せる」が 74.5%で最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援」が 50.7%となっています。

### 21. 女性従業員の就業意識向上のための取組〔事業主調査〕複数回答

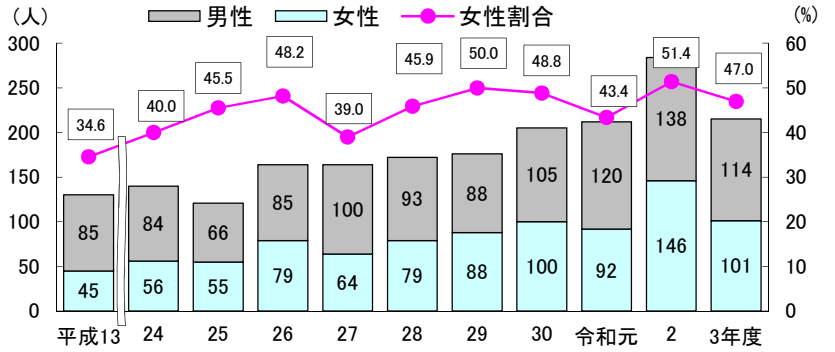


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和2(2020)年度)  
(調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

**県職員の採用者に占める  
女性の割合は47.0%**

令和3（2021）年度の県職員の採用者数は215人で、女性101人（47.0%）、男性114人（53.0%）となっており、女性割合は前年度から4.4ポイント減少しています。

**22. 県職員の採用状況**



(注) 各年4月1日現在  
採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者試験（23年度から実施），短大卒業程度試験（22年度，23年度及び29年度は実施なし），高校卒業程度試験及び障害のある人を対象とした試験による採用者の合計  
資料：広島県人事委員会調べ

**県，市町，全国とも  
女性管理職の割合は上昇傾向**

令和3（2021）年4月1日現在の県職員は6,319人で、女性職員2,479人（39.2%）、男性職員3,840人（60.8%）となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）の女性職員は51人で、全管理職402人に占める割合は12.7%と、前年度より0.2ポイント微減しました。

また、県内の市町職員は25,530人で、女性職員10,430人（40.9%）、男性職員15,100人（59.1%）となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）の女性職員は407人で、全管理職2,372人に占める割合は17.2%と、前年度から0.8ポイント上昇しています。

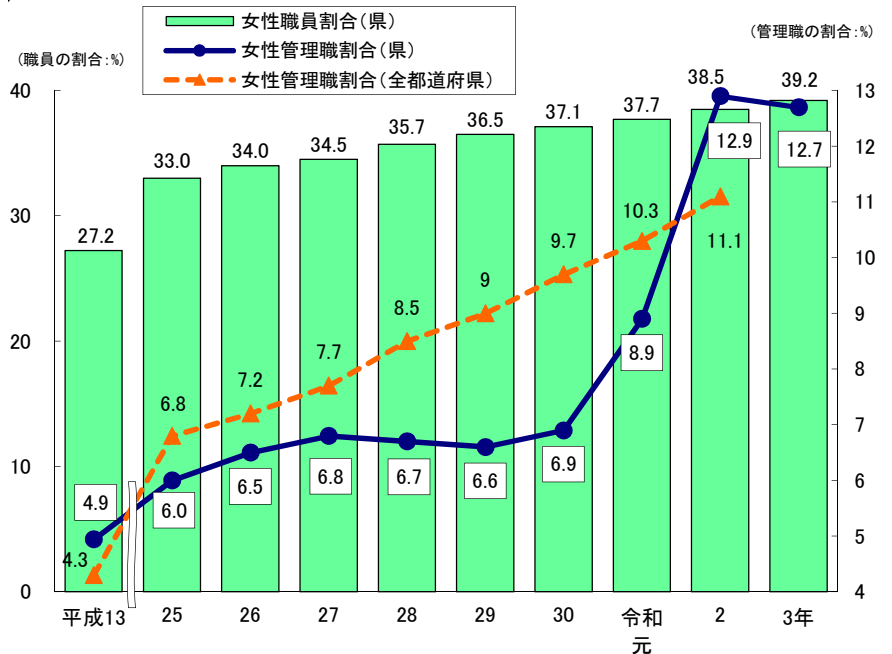
**23. 県及び市町の職員及び管理職の状況**

〔令和3(2021)年4月1日現在〕

区分		総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
県	職員数	6,319	2,479	3,840	39.2
	管理職	402	51	351	12.7
市町	職員数	25,530	10,430	15,100	40.9
	管理職	2,372	407	1,965	17.2

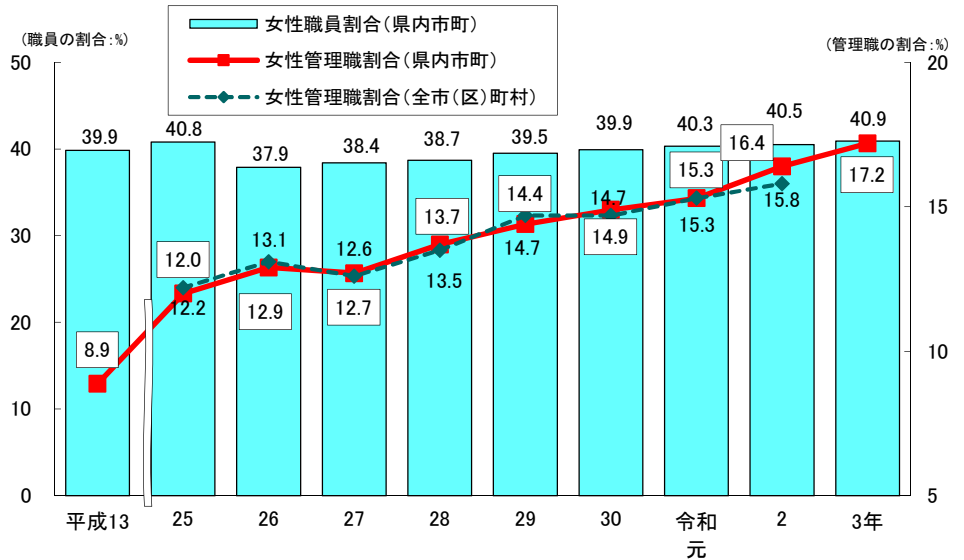
(注) 職員数には、教員及び警察官は含まない。  
県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。  
なお、平成19（2007）年からは、県立大学教員は含まない。  
県の管理職の人数は、平成23（2011）年からは、課長級以上により集計。  
市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数  
資料：広島県人事課，広島県わたらしい生き方応援課，広島県教育委員会調べ

**24. 県及び全都道府県の女性職員及び管理職の状況**



(注) 令和3（2021）年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、令和3（2021）年度内に内閣府から公表される見込である。  
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課，広島県わたらしい生き方応援課，広島県教育委員会調べ

## 25. 県内市町及び全市（区）町村の女性職員及び管理職の状況



(注) 全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、令和3(2021)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、令和3(2021)年度内に内閣府から公表される見込である。

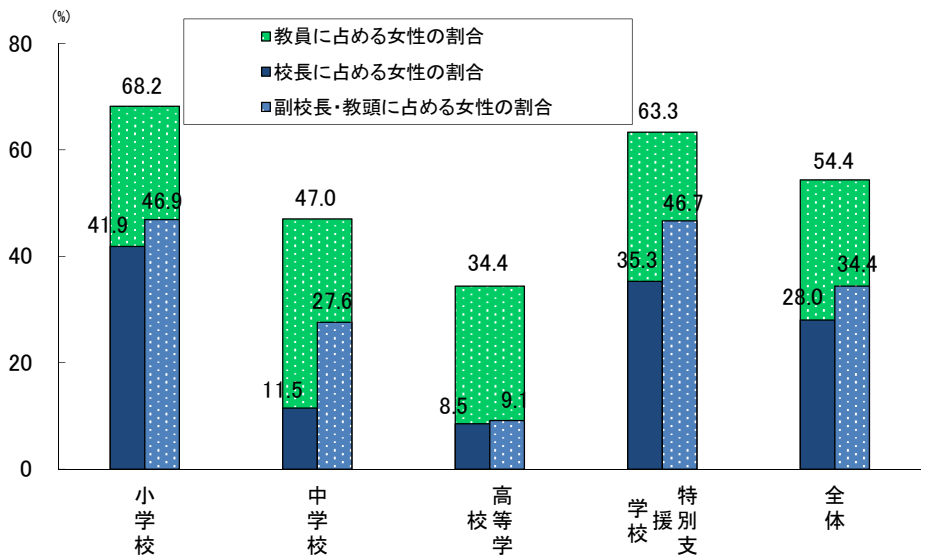
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたらしい生き方応援課調べ

教員の女性管理職の割合は  
**校長 28.0%**  
**副校長・教頭 34.4%**

令和2(2020)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では68.2%となっていますが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

県全体での女性管理職の状況を見ると、校長は28.0%、副校長・教頭は34.4%となっています。

## 26. 教員、校長、副校長・教頭の状況



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)
小学校	9,771	6,660	3,111	454	190	264	482	226	256
中学校	5,513	2,591	2,922	227	26	201	261	72	189
義務教育学校	130	73	57	4	0	4	8	4	4
高等学校	5,358	1,843	3,515	129	11	118	186	17	169
中等教育学校	52	14	38	1	0	1	2	0	2
特別支援学校	1,587	1,005	582	17	6	11	30	14	16
県全体	22,411	12,186	10,225	832	233	599	969	333	636
		54.4%	45.6%		28.0%	72.0%		34.4%	65.6%
【参考】 全国	997,039	504,360	492,679	33,908	5,456	28,452	40,469	8,815	31,654
		50.6%	49.4%		16.1%	83.9%		21.8%	78.2%

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

グラフについては、義務教育学校、中等教育学校は除く。資料：文部科学省「学校基本調査」(令和2(2020)年度)

広島県の女性(25~44歳)の  
就業率は  
全国平均を下回る

広島県の22~44歳の女性の就業率は72.3%と、全国平均を下回り、中国地方5県で最も低い割合となっています。

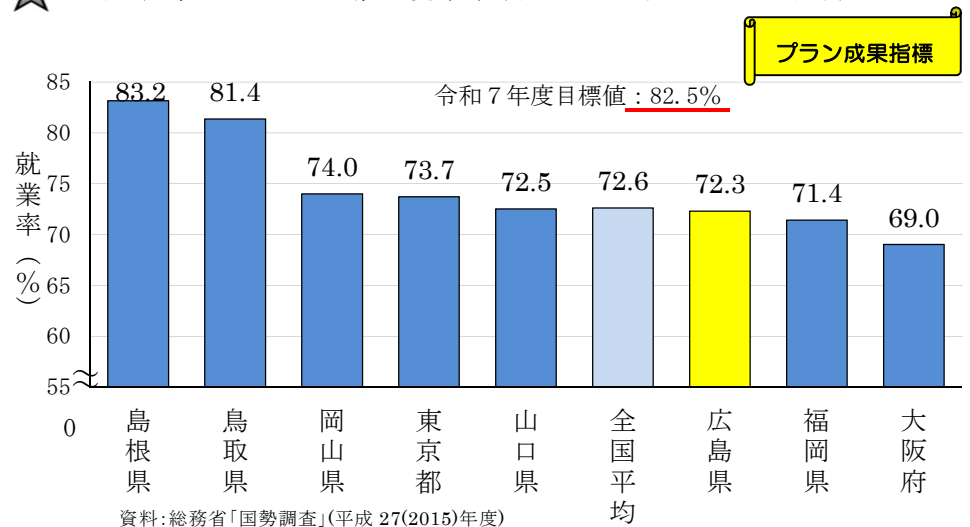
引き続き、仕事と家庭の両立への負担軽減とともに、女性の就業継続や再就職に向けた支援に取り組む必要があります。

30歳代を谷とする  
M字カーブは、年々  
底が浅くなっている

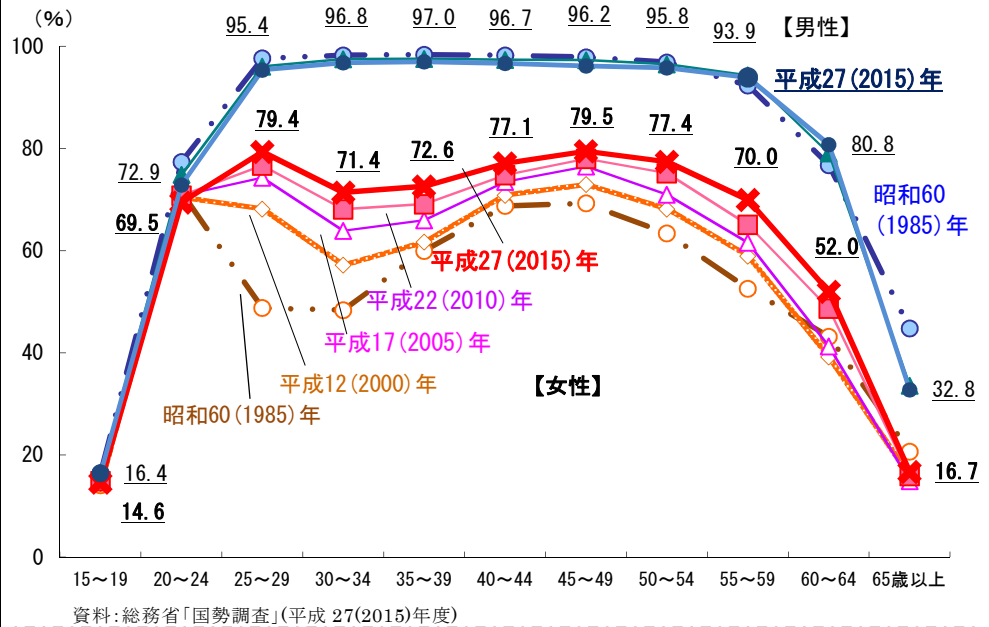
労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは、底が浅くなるとともに上方へシフトする傾向にあり、女性が結婚や出産、育児に関わらず就業を継続するようになってきていると考えられます。

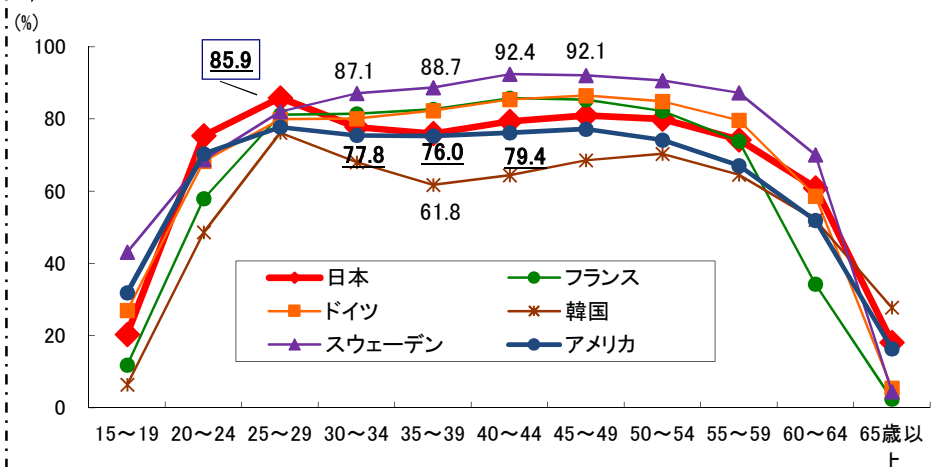
★27.女性(25~44歳)の就業率(中国地方5県と主要各都府県)



28. 年齢階級別労働力率 (広島県)



29. 【参考】女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



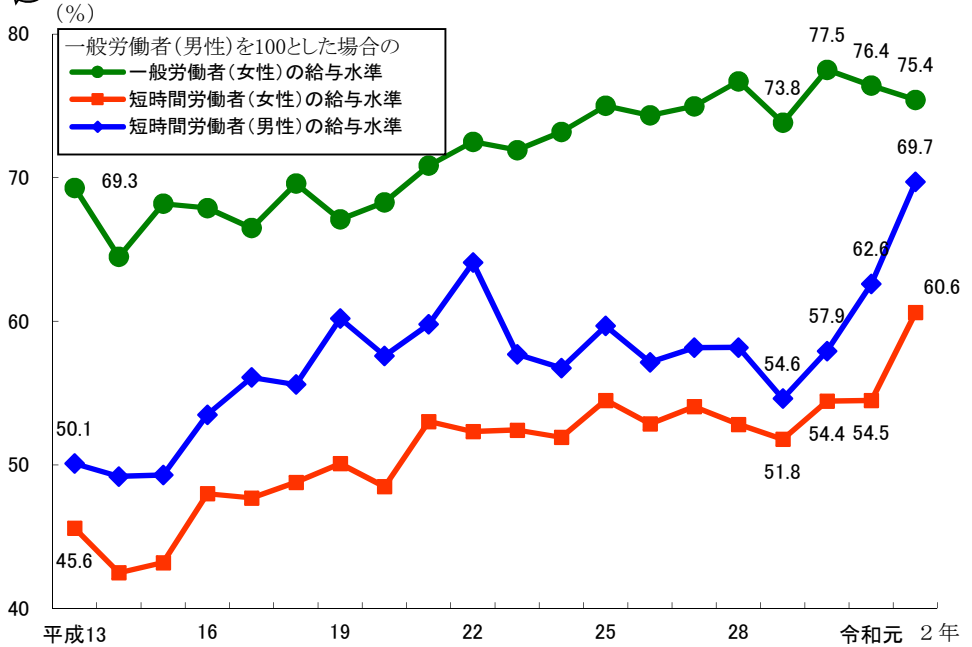


**女性の給与額は男性の  
75.4%**

一般労働者（男性）の1時間あたり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者（女性）は75.4で、昨年度より1.0ポイント低下しました。短時間労働者は、男女とも前年度より大きく上昇しています。

男女の平均勤続年数や管理職比率の差異、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなど、様々な要因があると考えられます。

**30. 労働者の1時間あたり平均所定内給与水準対比の推移**



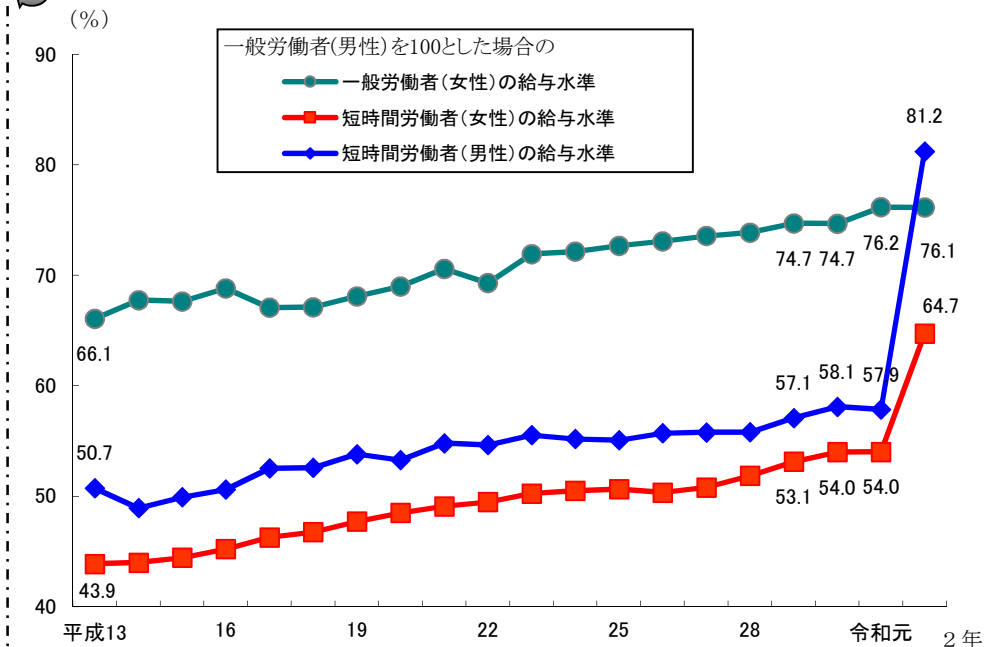
(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額  
1時間あたり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和2（2020）年度）

**31. 【参考】労働者の1時間あたり平均所定内給与水準対比の推移(全国)**



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額  
1時間あたり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

※短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和2（2020）年度）

### 3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

暮らしの充実について  
否定的に答えた人は  
**31.5%**

暮らしの充実について、31.5%の人が否定的に答えており、内容としては、「日々の仕事や生活に追われ、暮らしの充実は非現実的」(13.1%)と考える人が最も多くなっています。

余暇時間を生み出すため、ライフスタイルに応じた具体的な情報の不足や、踏み出すまでの意欲や動機が不足していることが要因として考えられます。

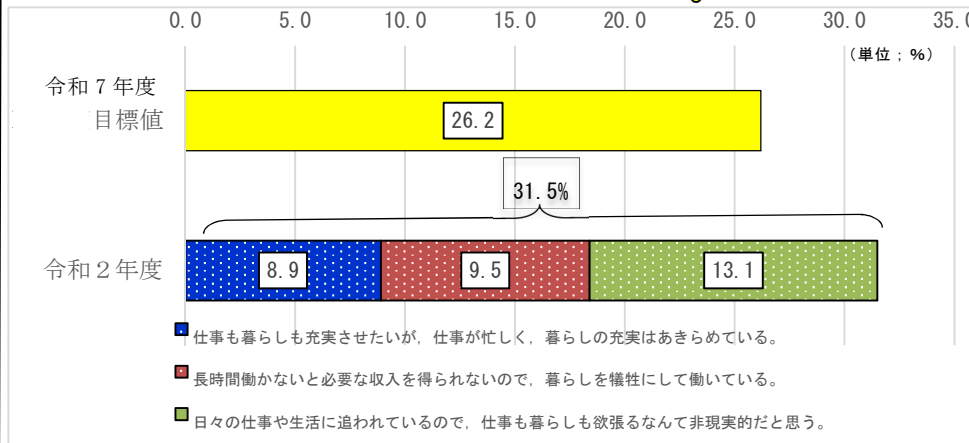
家事関連時間は  
**男性 54 分**  
**女性 3 時間 43 分**

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが表れています。

- 1次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動  
2次活動：仕事、家庭等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動  
3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

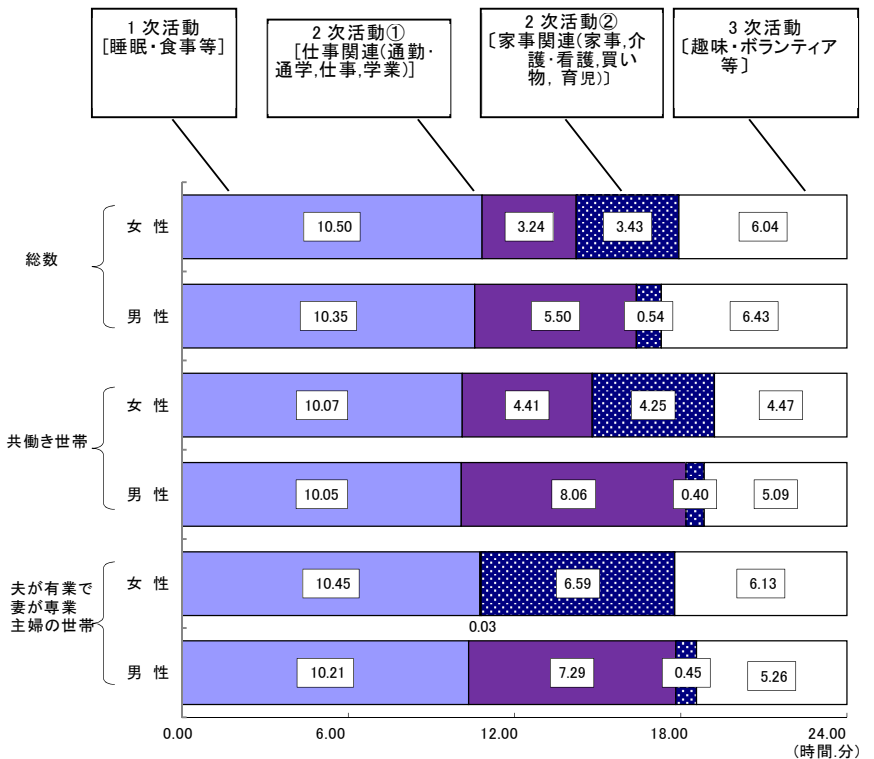
### ★32. 暮らしの充実について、否定的に答えた人の割合

プラン成果指標



資料：広島県「生活の向上感、充実感に関する意識調査業務」（令和2(2020)年度）

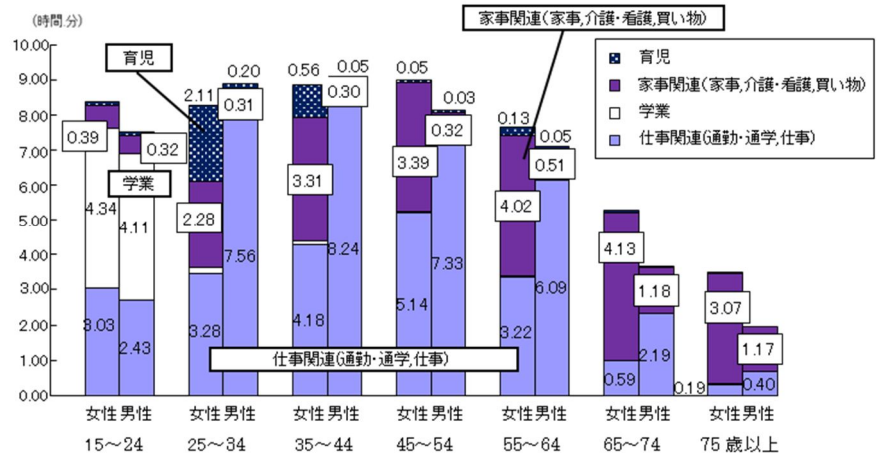
### 33. 一日の行動の種類別総平均時間数



資料：総務省「社会生活基本調査」（平成28(2016)年）

25～64歳の各年齢層で、男性の育児を含む家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

### 34. 男女、年齢層別の2次活動の生活時間



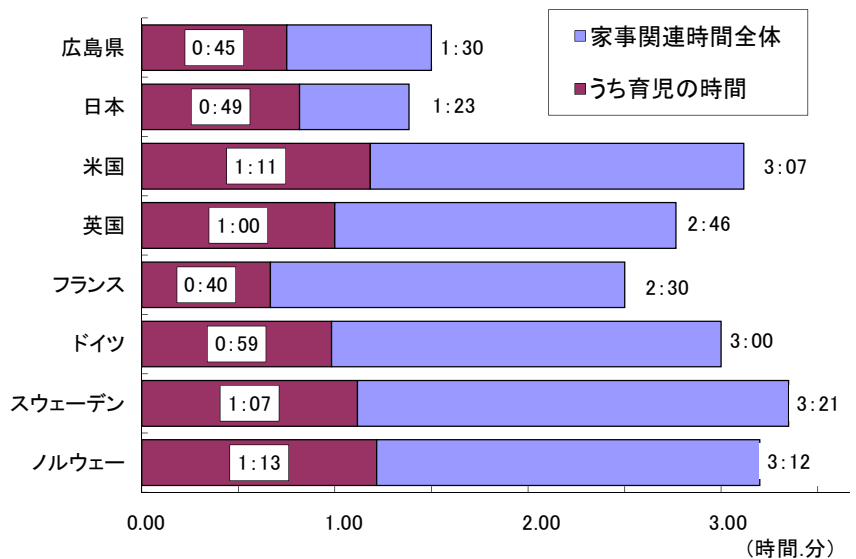
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成28(2016)年)  
(調査対象は、指定する調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した15歳以上の世帯員)

夫の家事・育児関連時間は  
**1時間30分**

県内の6歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間30分で、全国と比較すると7分上回っているものの、育児の時間は45分となっており、全国と比較すると4分下回っています。

他の先進国と比較すると、家事関連時間全体は非常に短くなっています。

### 35. 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(国際・全国・県)



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成28(2016)年)  
Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018)  
Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)